

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年2月28日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和6年1月16日（火）午後6時頃、周南市大字徳山の施設駐車場において、財政部課税課職員が運転する公用車が出庫のため後退した際、駐車中の相手方車両に接触した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥147,359-

2 専決処分の年月日

令和6年2月14日